

## 規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	医療法及び医師法の一部を改正する法律
規制の名称	大学付属病院が臨床研修病院となる際の都道府県知事の指定の義務化
規制の区分	新設
担当部局	医政局医事課
評価実施時期	平成30年2月
規制の目的、内容及び必要性	臨床研修の実施体制について行政による確認を設定しない場合、医師の基礎的な知識や診療技術の要求水準が高度化する状況に、大学附属病院において臨床研修を行った医師が対応できない可能性がある。 大学付属病院であっても例えば、新技術に医師の技能が追いつかず医療事故が発生し、特定機能病院が取り消された事例があり、大学附属病院であることが臨床研修の質を担保できない状況となっているため、大学附属病院であっても都道府県知事の指定を求めることとする。
直接的な費用の把握	指定を受けようとする大学附属病院において、申請等の事務手続に係る費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	大学附属病院における臨床研修の質を担保することにより、提供される医療の質の向上及び医療安全の推進が図られる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	対象となる個別の大学付属病院に対して都道府県知事の指定を受けるように義務を課すものであり、副次的な影響は想定されない
費用と効果(便益)の把握	規制の新設を行うことで臨床研修を行おうとする大学附属病院に一定の負担が生じるものの、規制の新設を行うことで大学附属病院における臨床研修の質を担保することにより、提供される医療の質の向上及び医療安全の推進が図られるため、規制の新設が必要。
代替案との比較	代替案は想定されない
その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	この法律の施行後5年を目途として、改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしている。